

長岡市及び小千谷市に災害救助法を適用します（第2報）

連日の降雪により、道路上に取り残された多数の車両の運転者等が、生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、救助が必要となっていることから、長岡市及び小千谷市に災害救助法を適用することとしました。

また、これにより、本日0時30分に、県の体制を災害対策基本法に基づく「豪雪災害対策本部」に移行します。

- | | |
|---------|---------------------|
| 1 適用市町村 | 長岡市、小千谷市 |
| 2 適用年月日 | 令和4年12月19日 |
| 3 内 容 | 救助に要した費用を県と国が負担します。 |

※今回の大雪における災害救助法の適用状況

柏崎市 令和4年12月19日適用

本件についてのお問い合わせ先
防災企画課 課長 南
(直通) 025-282-1601
(内線) 6410